

## 第3章

---

# 基本理念と みどりの 将来像

## 第3章 基本理念とみどりの将来像

### 1 基本理念

花は、まちに彩りと潤いを添え、人々の心を和ませる、かけがえのない存在です。誰もが愛する花を通してまちづくりを進めることで、魅力的な都市空間が形成されていきます。

緑は、生物の生育・生息空間として重要であるだけでなく、水を蓄えたり、二酸化炭素を吸収して空気を浄化するなど、私たちの生活に欠かせない多くの恵みをもたらしています。また、新緑や四季折々の花々、紅葉などは、季節の移ろいを感じさせてくれる存在でもあります。水辺や木陰のある空間は、人々が憩い、遊び、イベントを楽しむ場として活用されるほか、災害時には土砂崩れの防止や火災の延焼抑制、一時的な避難場所としての役割も果たし、市民の安全・安心な暮らしを支えています。

このように多様な機能を持つ花や緑といった“みどり”を、まちづくりの中で積極的に取り入れていくことが求められています。

近年、地球規模での気候変動の深刻化により、脱炭素社会の実現や生物多様性の保全・回復・創出は、国や地域を超えて取り組むべき喫緊の課題となっています。また、Well-beingやダイバーシティ&インクルージョンといった新たな価値観が重視されるなど、社会経済情勢も大きく変化しています。

こうした中、社会課題の解決に向けた切り札のひとつとして、グリーンインフラが注目されています。

福岡市は、二千年を超えるアジアとの交流の中で、先人たちの尽力により、多様な人材や豊かな自然、都市機能がコンパクトに整った都市空間など、数多くの財産を築いてきました。市街地を囲む美しい海と山々は、福岡市の大きな魅力のひとつであり、住みやすい都市として高く評価されています。その結果、全国的に人口減少が進む中であっても、福岡市の人口は一貫して増加を続けており、2040（令和22）年頃には約170万人に達すると見込まれています。

このような背景のもと、福岡市では、すべての人が笑顔で幸せに暮らせるまちをめざし、まちづくりの進展に伴って“みどり”が失われないよう危機感を持ち、市民の貴重な財産である花や緑を守り、将来の世代へとつないでいく必要があります。

あわせて、街中<sup>まちなか</sup>に“みどり”を創出・活用することで、50年、100年先を見据えた、風格ある魅力的なまちづくりを進めていくことが求められます。

このような“みどり”の持つ多様な機能を最大限に活かすことで、誰もがその恩恵を享受できる持続可能なまちづくりを実現するためには、行政だけでなく、市民や企業など、すべての主体による意識と行動の改革が不可欠です。

そこで、本計画では、“みどり”を大切にする姿勢を基本とし、以下のとおり基本理念を掲げます。

---

## 花と緑と笑顔あふれるまち・福岡をめざして ～みんなで守り、つなぐ、“みどり”のまち～

---

## 2 みどりの将来像

福岡市に関わる市民や企業などの多様な主体が、共通の認識のもとでみどりのまちづくりを推進できるよう、将来の福岡市におけるみどりのあるべき姿「みどりの将来像図」を示します。






### 凡例

#### 〈みどりの骨格・みどりの道〉

-  みどりの輪・帯  
(森の緑地環・緑の腕)
-  博多湾水際帯
-  山すそのみどり
-  水辺のみどり  
まちなか
-  街中のみどり












#### 〈主要な拠点〉

-  都心部
-  魅力・活力創造拠点
-  みどりの拠点

#### 〈土地利用区分〉

-  農地・集落
-  山地・丘陵地
-  水辺

図 3-1 みどりの将来像図

| みどりの将来像の構成要素 |   |   |  |
|--------------|---|---|--|
| みどりの骨格・みどりの道 |    | <b>みどりの輪<br/>(森の緑地環)</b>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>市街地と博多湾を囲む森林のみどりです(志賀島、海の中道、三郡山地、糸島半島と連なる山地や丘陵地で構成。)</li> <li>多様な生物を育む自然環境を提供するとともに、水源かん養やCO<sub>2</sub>吸収等、市民生活を支える重要な機能を担うみどりを守ります。</li> </ul>            |
|              |   | <b>みどりの帯<br/>(緑の腕)</b>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>みどりの輪から市街地へ伸びる緑地の帯です(山地・丘陵地や大規模な公園、みどり豊かな市街地で構成。)</li> <li>都市と自然が近い福岡市の特徴を支えるみどりとして、積極的に保全を進めます。</li> </ul>   |
|              |    | <b>博多湾<br/>水際帯</b>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>博多湾を囲む海浜、干潟、海岸林、臨海地区のみどりです。</li> <li>生物の生息・生育環境や市民の多様な活動の場として、保全・活用します。</li> </ul>  |
|              |    | <b>山すその<br/>みどり</b>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>市街地を囲む山並みのすそ野にあるみどりです(みどりの輪・帯のうち市街地に面する標高80m以下の森林で構成。)</li> <li>無秩序な開発の抑制を図ることで保全します。</li> </ul>  |
|              |    | <b>水辺の<br/>みどり</b>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>山地から博多湾へと貫流する河川等の水辺のみどりです。</li> <li>良好な河川環境を保全するとともに、親水性の高い魅力ある水辺空間を創出する等、都市に潤いを運ぶ軸を形成します。</li> </ul>   |
|              |  | <small>まちなか</small><br><b>街中の<br/>みどり</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>幹線道路の街路樹や花壇等の連続するみどりです。</li> <li>人々が花や木々を感じながら快適に移動・滞留できる軸を形成します。</li> </ul>  |
| 主要な拠点        |  | <b>都心部</b>                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>天神、博多駅、博多ふ頭・中央ふ頭を中心として、東は御笠川、南は百年橋通り、西は大正通りに囲まれたエリアです。</li> <li>九州の中心都市、国際都市にふさわしいみどりの市街地を形成します。また、福岡市を象徴し、風格、癒し、賑わいのある風景のモデルとなるみどりのまちづくりを展開します。</li> </ul> |
|              |  | <b>魅力・活力<br/>創造拠点</b>                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>アイランドシティ、九州大学箱崎キャンパス跡地、舞鶴公園・大濠公園地区、シーサイドももち、九州大学伊都キャンパス及びその周辺です。</li> <li>新たに進むまちづくりとあわせて、魅力や活力あふれるみどりのまちづくりを展開します。</li> </ul>                              |
|              |  | <b>みどりの<br/>拠点</b>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>市街地に点在し、様々なみどりの機能を果たす大規模な公園等です。</li> <li>子育てや健康づくり、休息、地域コミュニティ、防災、環境形成の核として活用します。</li> </ul>  |
| 土地利用区分       |  | <b>農地・集落</b>                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産業の振興を図るとともに、緑地空間の保全など、自然や歴史的資源を活かした地域づくりを図ります。</li> </ul>   |
|              |  | <b>山地・<br/>丘陵地</b>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>市域を取り囲む山や森林などにより構成されたみどりの骨格の保全を進めます。</li> </ul>   |
|              |  | <b>水辺</b>                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>自然海岸や豊かな干潟環境を保全するとともに、市民が身近にふれあい憩える水辺を形成します。</li> </ul>   |

### 3 みどりの将来像の実現に向けて

市民や企業が共通の認識を持ち、みどりのまちづくりを推進できるように、将来の福岡市のみどりのあるべき姿「将来イメージ」を以下に示します。

脊振山系・三郡山系の連なる山並みを背景に、そこから市街地へと伸びる「みどりの帯」となる樹林地、さらに博多湾の島々や海岸線の緑地が、都市の「みどりの骨格」として保全されています。こうした自然環境により、都市に暮らしながらも山や海の豊かな自然を身近に感じられる生活が可能であり、福岡市の魅力を高める地域イメージの形成につながっています。また、多様な生物を育む自然は、水源かん養やCO<sub>2</sub>の吸収など、市民生活を支える重要な機能も果たしています。

多々良川、御笠川、那珂川、室見川など、市街地を流れる河川沿いの帯状のみどりや、街中まちなかのみどりである街路樹、市内に点在する農地や樹林地、公園など、福岡市の「みどりの道」を構成する重要な要素となっています。これらのみどりのネットワークの形成により、都市環境の改善や生物の生息・生育空間の確保など、みどりが持つ多様な機能が十分に発揮されています。

公共施設をはじめ、民有地などの市内のいたるところに花や緑があふれており、市民が潤いや安らぎを感じられる環境が整えられています（将来的な目標として、市街地の緑被率の3割以上をめざします。）。また、市民や来訪者が多く集まる都心部や大規模な公園などでは、魅力的で個性豊かなみどりが、人々の憩いや賑わいの場を創出するとともに、福岡市らしい風格あるみどり豊かな景観を形成しています。

季節を感じ憩える場や居心地の良い空間がみどりによって提供されています。潤いある生活環境の中で、心身の健康や暮らしの安らぎを享受でき、私たちの暮らしに欠かせない要素となっています。市民や企業などが参画するみどりづくりの促進により、誰もが親しみを持てるみどりづくりが進められ、福岡市に暮らす多様な人々が緑に包まれた豊かな生活を享受しています。

雨水流出抑制や防風、土砂流出防止など、様々な防災機能が発揮され、災害の被害を抑制するとともに、災害時の避難場所や避難路、災害後の救援・復興活動の拠点としての機能を発揮できるみどりが整備されています。また、自主防災組織などを中心とした共助の仕組みがつくられ、災害への備えが確保されています。さらに、ユニバーサルデザインの理念に基づき、利用者にとって安全なみどりが整備されているとともに、地域の見守りなどの防犯体制が整っており、すべての人が安心・安全に暮らしています。

市民・企業などの多様な主体との共働による取組みが進んでいます。また、花や緑づくりなどの活動の参加を通して、誰もがそれぞれの暮らしの中でみどりと関わりを持つことで、みどりあふれるまちとしての福岡市の魅力が高まっています。

「みどりの将来像」、「将来イメージ」の実現に向けて、今後10年間の基本理念を「花と緑と笑顔あふれるまち・福岡をめざして～みんなで守り、つなぐ、“みどり”のまち～」とし、以下の6つの「基本方向」を定めます。

基本方向1

みどりの骨格を **守る**

基本方向2

山と海をみどりの道で **結ぶ**

基本方向3

みどり豊かな拠点を **創る**

基本方向4

身近な暮らしの中のみどりを **活かす**

基本方向5

みどりで安全・安心なまちを **支える**

基本方向6

行政・市民・企業など  
多様な主体がみどりのまちづくりに **携わる**

花と緑と笑顔あふれるまち・福岡をめざして  
（みんなで守り、つなぐ、“みどり”のまち）

本計画では、世界的な潮流を踏まえ、各基本方向を横断する視点として、Well-beingやネイチャーポジティブ・カーボンニュートラル、SDGsの実現に貢献する「グリーンインフラの推進」を位置づけており、6つの基本方向及び横断的な視点を踏まえ、本計画の目標や計画推進に向けた方針を設定しています。



「みどりの基本計画」の目標・計画推進に向けた方針

※本計画期間内に、SDGsの目標達成年次の2030年を迎えますが、2030年以降も未達成目標への貢献を継続するものとします。

## 4 計画の目標

みどりの将来像の実現に向けて、市民や企業、行政などの多様な主体が共働しながら取組みを推進する中で、以下のとおり目標を設定します。

### ① 総括目標

本計画の取組みを総括し、達成状況を評価するものとして、以下の3つの項目を総括目標として目標値を定めます。

◆：市民意識

|                 | 総括目標                                 | 現況値 (R6)                  | 目標値 (R16)                 |
|-----------------|--------------------------------------|---------------------------|---------------------------|
| みどりの量の<br>維持・増大 | 全市域における<br>みどりの面積                    | 18,984 ha                 | 18,984 ha以上               |
|                 | (うち、持続性のある<br>みどり※1の面積)              | 11,133 ha                 | 11,280 ha以上               |
| みどりの質の<br>向上    | 都市緑化による<br>CO <sub>2</sub> 吸収量※2     | 7,361t-CO <sub>2</sub> /年 | 8,300t-CO <sub>2</sub> /年 |
|                 | ◆身近に花や緑があり、<br>潤いと安らぎを感じ<br>ている市民の割合 | 85.7%                     | 90%程度を維持                  |

※1 持続性のあるみどり：詳細はp40 参照（法令により土地利用転換が規制されている緑地等）。

※2 地球温暖化対策推進法に基づき国が策定する「地球温暖化対策計画」における「都市緑化等の推進」の吸収見込量の積算方法に基づき算出したもの。

## ② 成果指標

6つの基本方向における取組みの達成状況を評価するため、各基本方向に以下のとおり、成果指標を定めます。

◆：市民意識

| 成果指標                   |                                     | 現況値(R6)  | 目標値(R16)   |
|------------------------|-------------------------------------|----------|------------|
| 基本方向1<br>みどりの骨格を<br>守る | 持続性のある樹林地の面積                        | 6,678 ha | 6,750 ha   |
|                        | (うち、市街化区域における持続性のある樹林地の面積)          | 126 ha   | 140 ha     |
|                        | スギ・ヒノキ人工林の広葉樹等への植替え面積               | 17 ha    | 245 ha     |
|                        | 貴重・希少生物等の確認種数                       | 255種     | 255種以上     |
|                        | ◆生物多様性の意味を理解し、その保全につながる行動をしている市民の割合 | 28.2%    | 28.2%以上    |
|                        | ◆山林のみどりが豊かであると感じている市民の割合            | 73.8%    | 75.0%      |
| 基本方向2<br>山と海のみどりの道で結ぶ  | 河川・水辺等、道路のみどり、持続性のある農地の面積           | 2,882 ha | 2,882 ha以上 |
|                        | ◆河川の水辺のみどりが豊かであると感じている市民の割合         | 69.1%    | 75.0%      |
|                        | ◆道路のみどりが豊かであると感じている市民の割合            | 70.4%    | 75.0%      |
| 基本方向3<br>みどり豊かな拠点を創る   | 都心部の緑被面積、緑被率                        | 100 ha   | 102 ha     |
|                        |                                     | 約11%     | 約11%       |
|                        | 都心部の植樹本数(中高木)                       | 2,624本   | 10,000本    |
|                        | 市民や企業が主体となって新たに緑化を行った件数             | —        | 1,500件     |
|                        | ◆身近なところに公園があると感じている市民の割合            | 89.7%    | 90%程度を維持   |
|                        | ◆都心部の花や緑が豊かであると感じている市民の割合           | 52.8%    | 75.0%      |

| 成果指標   |  | 現況値(R6)  | 目標値(R16)    |
|--|--|----------|-------------|
| <b>基本方向4</b><br>身近な暮らしの中のみどりを<br><b>活かす</b>                  | 公共公益施設のみどりの面積                            | 612 ha   | 613 ha      |
|  | 民有地のみどりの面積                               | 1,312 ha | 1,312 ha 以上 |
|  | 民間活力により魅力的な公園施設を導入した公園の数                 | 5箇所      | 15箇所        |
|  | ◆身近なところに公園があると感じている市民の割合(再掲)             | 89.7%    | 90%程度を維持    |
|  | ◆地域の公園に親しみを感じている市民の割合                    | 71.9%    | 75.0%       |
|  | ◆地域の公園で子ども※1が安心して遊べると感じている市民の割合          | 71.2%    | 85.0%       |
| <b>基本方向5</b><br>みどりで安全・安心なまちを<br><b>支える</b>                  | 避難場所(地区・広域避難場所)として指定された公園の数              | 121箇所    | 126箇所       |
|  | 園路及び広場をバリアフリー化した公園数の割合<br>※対象:概ね1ha以上の公園 | 70.0%    | 88.0%       |
|  | 地域の防災活動への参加率                             | 22.2%    | 30.0%       |
|  | ◆地域の公園で子どもが安心して遊べると感じている市民の割合(再掲)        | 71.2%    | 85.0%       |
| <b>基本方向6</b><br>行政・市民・企業など多様な主体が<br>みどりのまちづくりに<br><b>携わる</b> | みどりに関する制度への登録・活用数                        | 3,677件   | 6,200件      |
|  | (うち、新たに地域や企業等と連携していく公園の数)                | —        | 100件        |
|  | (うち、一人一花運動関連制度への登録数)                     | 1,285件   | 1,870件      |
|  | ◆福岡市の街並みは、花で彩られていると感じている市民の割合            | 66.2%    | 75.0%       |

※1 「子ども」とは0歳からおおむね18歳未満の者、「若者」とはおおむね18歳から40歳未満の者としつつ、子ども基本法第2条において、「『子ども』とは、心身の発達の過程にある者をいう。」と定義されている趣旨を踏まえ、必要な支援が年齢で一律に途切れることのないよう、対象者の状況や施策の内容に応じて柔軟に対応することとする。

コラム

成果指標に関連する市民参加の主な取組み

● 市民や企業が主体となって新たに緑化を行った件数 [基本方向3]

【緑化助成事業】

- ・緑化助成事業は、市内の戸建住宅を対象として、道路から見える緑化の施工費用の一部を助成する事業です。
- ・道路（幅員4 m以上）の境界から見える場所に施工され、緑化面積の合計5㎡以上の新たに行う緑化が助成の対象になります。



● みどりに関する制度への登録・活用数 [基本方向6]

【緑のコーディネーター】

- ・緑のコーディネーター制度は、花や緑に関する知識や関心をもつ方を福岡市が認定し、得意分野ごとの人材バンクに登録して、市民が自主的に取り組む活動を支援する制度です。市民と行政が共働して快適で美しいみどりのまちづくりを進めるため、地域の様々な場面で緑化活動の指導者やアドバイザーとして活躍しています。



【街路樹サポーター制度】

- ・街路樹の除草や落ち葉清掃などの維持管理にご協力いただける方を「街路樹サポーター」として登録し、街路樹のある美しい景観づくりに取り組んでいくことを目的とした取組みです。
- ・街路樹サポーターの活動を支援するため、活動用具の貸出やごみ袋の配布・回収などを行っています。



● 新たに地域や企業等と連携していく公園の数 [基本方向6]

【公園愛護会制度】

- 公園愛護会制度は、自発的に除草や清掃、施設の見守りなどの公園の管理に関するボランティア活動を行う団体を対象に、活動の円滑な運営を図るために報償金の交付など様々な支援を行うものです。
- 2025(令和7)年度には、企業等を主な対象とする新メニュー「企業版公園愛護会」を創設し、地域や企業等とのさらなる連携に向けて取り組んでいます。



【コミュニティパーク事業】

- コミュニティパーク事業は、地域による公園の利用ルールづくりと自律的な管理運営により、地域にとって使いやすく魅力的な公園づくりと地域コミュニティの活性化をめざす事業です。
- 地域の活動が円滑に実施できるように、アドバイザー派遣などの支援を行っています。



## ～福岡市の特色ある公園～

### ● 西南杜の湖畔公園



福岡市西南部地区に位置する、自然樹林や溜池を活かした総合公園です。野球場や球技場、テニスコートでスポーツを楽しめます。芝生広場や散策できる樹林地、遊具広場のほか、ペット同伴で気軽に飲食を楽しめるレストランもあります。

### ● 西油山中央公園



油山の麓に位置する、すべり台やアスレチックが楽しめる大型の複合遊具をはじめ、様々な遊具が充実した地区公園です。春には桜、秋には紅葉と、四季折々の自然を感じられます。また、高台に位置しているため、園内の頂上からは市街地から玄界灘まで一望でき、美しい夜景も人気です。